

## 特定空家等の判断基準について

### 1. 特定空家等の判断

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項には、特定空家等は次の各状態にあると認められる空家等であると規定されています。

- (1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

また、国では、「特定空家等」の判断の参考となる基準について、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）を定め、一般的な考え方を示しています。

富山市におきましても、このガイドラインを基本とし、特定空家等の判断を行ってまいります。

### 2. 特定空家等の判断のための調査項目

特定空家等の判断を行うため、ガイドラインを基本とした立入調査時の調査項目を設定します。なお、調査項目は、実績や他都市の事例を参考に、適宜修正の検討を行います。

### 3. 特定空家等の判断基準の公表

特定空家等の発生を抑制するため、法で規定される特定空家等の状態や判断するための調査項目をまとめた「富山市特定空家等の判断基準」を作成します。また、これを公表することにより、特定空家等の判断基準を明確にするとともに、空家所有者等への啓発を行います。

「富山市特定空家等の判断基準」（案）は、次のとおりとします。

## 富山市特定空家等の判断基準（案）

### （目的）

第1条 この基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）に規定する特定空家等の判断基準について必要な事項を定めるものとする。

### （判断基準）

第2条 特定空家等とは、空家等の物的状態が以下の状態にあるものとする。

- I. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - II. そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - III. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
  - IV. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 2 空家等が前1項の状態に該当するか否かの基準は、別表に定めるとおりとする。
- 3 特定空家等に対する措置を講ずるに際しては、前2項の基準のほか、以下の事項を勘案し総合的に判断を行うものとする。
- (1) 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
  - (2) 悪影響の程度と危険等の切迫性

### （その他）

第3条 この基準に定めるもののほか、特定空家等の判断に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この基準は、平成 年 月 日から施行する。

別表

I. 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」の判断基準

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

イ. 建築物の著しい傾斜

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・基礎に不同沈下がある。</li><li>・柱が傾斜している。</li></ul>
------	---

ロ. 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・基礎が破損又は変形している。</li><li>・土台が腐朽又は破損している。</li><li>・基礎と土台にずれが発生している。</li><li>・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。</li><li>・柱とはりにずれが発生している。</li></ul>
------	---

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

イ. 屋根ふき材、ひさし又は軒

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根が変形している。</li><li>・屋根ふき材が剥落している。</li><li>・軒の裏板、たる木等が腐朽している。</li><li>・軒がたれ下がっている。</li><li>・雨樋がたれ下がっている。</li></ul>
------	--

ロ. 外壁

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・壁体を貫通する穴が生じている。</li><li>・外壁の仕上げ材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。</li><li>・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。</li></ul>
------	--

ハ. 看板、給湯設備、屋上水槽等

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・看板の仕上材料が剥落している。</li><li>・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。</li><li>・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。</li><li>・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。</li></ul>
------	--

## ニ. 屋外階段又はバルコニー

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。</li><li>・屋外階段、バルコニーが傾斜している。</li></ul>
------	--

## ホ. 門又は塀

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・門、塀にひび割れ、破損が生じている。</li><li>・門、塀が傾斜している。</li></ul>
------	--

## 2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。</li><li>・水抜き穴の詰まりが生じている。</li><li>・ひび割れが発生している。</li></ul>
------	---

## II. 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」の判断基準

### (1) 建築物又は設備の破損等が原因で、以下の状態にある。

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状態である。</li><li>・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の生活に支障を及ぼしている。</li><li>・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</li></ul>
------	--

### (2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</li><li>・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</li></ul>
------	--

## III. 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」の判断基準

### (1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

調査項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっ</li></ul>
------	---

	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。</li> <li>・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。</li> </ul>
--	---

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。</li> <li>・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。</li> <li>・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。</li> <li>・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。</li> <li>・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。</li> </ul>
------	--

#### IV. 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」の判断基準

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。</li> <li>・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。</li> </ul>
------	--

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</li> <li>・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</li> <li>・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</li> <li>・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。</li> <li>・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の日常生活に支障を及ぼすおそれがある。</li> <li>・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の日常生活に支</li> </ul>
------	---

	障を及ぼすおそれがある。
--	--------------

(3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。</li> <li>・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。</li> <li>・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。</li> </ul>
------	--

#### **4. 現地調査**

特定空家等の判定は、調査項目による調査の結果により、慎重に判断する必要があります。

また、調査員（応急危険度判定士等）による差異が生じないように、調査票を作成するとともに、空き家の状態を極力数値化することが好ましいと考えます。

そこで、別紙のとおり様式を定め、現地調査を行います。

なお、調査票は、実績や他都市の事例を参考に、適宜修正の検討を行います。

## 特定空家等判定調査票（案）

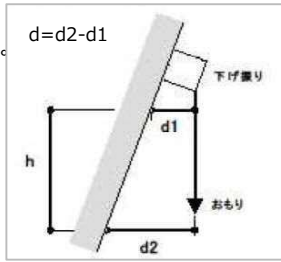
建物番号		調査日	平成 年 月 日
調査員氏名 (資格・番号)			
建物概要			
所在地	富山市		
用途	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅	<input type="checkbox"/> 店舗併用住宅	<input type="checkbox"/> 店舗
	<input type="checkbox"/> 長屋住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> その他（ ）
構造	<input type="checkbox"/> （ ）造		<input type="checkbox"/> 不明
階数	<input type="checkbox"/> （ ）階		
建築年	<input type="checkbox"/> （ ）年 ※登記簿情報等より		<input type="checkbox"/> 不明
公道との関係	<input type="checkbox"/> 接道している (道路状況： )		<input type="checkbox"/> 接道していない
建物等の関係	<input type="checkbox"/> 建物等と近接している※位置図に状況記入 (建物等： )		<input type="checkbox"/> 建物等と近接していない
景観区域	<input type="checkbox"/> 景観まちづくり推進区域（大手モール地区、八尾地区）		
総合所見・判断			
空家等の物的状態	(a) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 不明		
	(b) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 不明		
	(c) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 不明		
	(d) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 不明		
悪影響の程度と 危険等の切迫性	(a) 周辺の建築物や通行人等に対する影響 <input type="checkbox"/> 影響大 <input type="checkbox"/> 影響小 <input type="checkbox"/> 影響無		
	(b) 危険等の切迫性 <input type="checkbox"/> 切迫性大 <input type="checkbox"/> 切迫性小 <input type="checkbox"/> 切迫性無		
調査員所見			
総合所見 ※市が記入			



**(a) 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」の調査項目**

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

調査項目		状況
イ. 建築物の著しい傾斜		
・基礎に不同沈下がある。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイ に該当する 場合に記入	<目視観察> <input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり <input type="checkbox"/> 小屋組みの破壊、床全体の沈下 <input type="checkbox"/> その他状況 ( ) 参考：被災建築物応急危険度判定マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会)	
	・柱が傾斜している。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイ に該当する 場合に記入	<実測> $d/h =$ ① ( ) ② ( ) ③ ( ) ④ ( ) $d/h(\text{平均}) =$ ( ) ※原則として1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均する。 $d/h(\text{平均}) > 1/20$ (著しい傾斜) 参考：被災建築物応急危険度判定マニュアル (全国被災建築物応急危険度判定協議会) 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 (日本建築防災協会) <input type="checkbox"/> 測定不能 (理由： )	 <p>出典：外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)(国土交通省)</p>
	□. 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	
・基礎が破損又は変形している。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイ に該当する 場合に記入	<基礎種類> <input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> ベタ基礎 <input type="checkbox"/> 独立基礎 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明	
	<実測もしくは目視観察> $\frac{\text{損傷基礎長( )m}}{\text{外周基礎長( )m}}$ 基礎損傷率( )% ※ひび割れ(幅0.3mm以上)、剥落、破断1箇所あたり損傷長さ1mとする。1m以内に損傷が集中する場合はさらに1mを加算する。 局部破壊、不陸、移動、流出・転倒、地盤の流出・陥没・液状化部分の全基礎長さを損傷長さとする。損傷基礎長は損傷長さの合計とする。 基礎損傷率75%以上(全壊) 参考：災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府防災担当) <input type="checkbox"/> 測定不能 (理由： )	

調査項目	状況
・土台が腐朽又は破損している。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイに該当する場合に記入 <実測もしくは目視観察> 断面欠損した土台 ( )% <input type="checkbox"/> 測定不能 (理由: )	
・基礎と土台にずれが生じている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイに該当する場合に記入 <実測> 基礎と土台の最大ずれ ( )mm <input type="checkbox"/> 測定不能 (理由: )	
・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイに該当する場合に記入 <実測もしくは目視観察> $\frac{\text{損傷柱 ( )本}}{\text{1階柱本数 ( )本}} \quad \text{柱損傷率( )\%}$ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             柱損傷率60%以上 (大破)              参考：震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 (日本建築防災協会)           </div> <input type="checkbox"/> 測定不能 (理由: )	
・柱とはりにずれが発生している。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイに該当する場合に記入 <input type="checkbox"/> 部分的にずれが発生している。 <input type="checkbox"/> 過半にずれが発生している。 <input type="checkbox"/> その他状態 ( )	

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

調査項目	状況
イ. 屋根ふき材、ひさし又は軒	
・屋根が変形している。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・屋根ふき材が剥落している。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・軒の裏板、たる木等が腐朽している。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・軒がたれ下がっている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイに該当する場合に記入 <実測もしくは目視観察> $\frac{\text{損傷屋根面積( )m}^2}{\text{屋根面積 ( )m}^2} \quad \text{屋根損傷率( )\%}$ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             65%以上 (大破)              参考：震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 (日本建築防災協会)           </div> <input type="checkbox"/> 測定不能 (理由: )	

調査項目		状況
・雨樋がたれ下がっている。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイ に該当する 場合に記入	<目視観察> 雨樋の破損箇所 : ( )箇所	
□. 外壁		
・壁体を貫通する穴が生じている。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・外壁の仕上げ材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイ に該当する 場合に記入	<実測もしくは目視観察> $\frac{\text{損傷外壁面積( )m}^2}{\text{外壁面積 ( )m}^2} \quad \text{外壁損傷率( )\%}$ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           65%以上（大破）            参考：震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（日本建築防災協会）         </div> <input type="checkbox"/> 測定不能（理由： )	
八. 看板、給湯設備、屋上水槽等		
・看板の仕上げ材料が剥落している。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損または脱落している。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイ に該当する 場合に記入	<目視観察>（状態を記入）	
二. 屋外階段又はバルコニー		
・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・屋外階段、バルコニーが傾斜している。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイ に該当する 場合に記入	<目視観察>（状態を記入）	
ホ. 門又は塀		
・門、塀にひび割れ、破損が生じている。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・門、塀が傾斜している。		<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
アまたはイ に該当する 場合に記入	<目視観察>（状態を記入） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           1/20以上の傾きがある（倒壊のおそれ）            参考：空き家の除却等に係るガイドライン（富山県）         </div>	



**(b)「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」の調査項目**

(1) 建築物又は設備の破損等が原因で、以下の状態にある。

調査項目	状況
・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状態である。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の生活に支障を及ぼしている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
<特記事項> ※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

調査項目	状況
・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
<特記事項> ※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

**凡例**

ア：調査項目に該当し、著しく危険・不衛生・不適切な状況

イ：調査項目に該当するが、著しく危険・不衛生・不適切ではない状況

ウ：調査項目に該当しない

エ：状況不明

**(c) 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」の調査項目**

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

調査項目	状況
・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
<特記事項> ※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

調査項目	状況
・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
<特記事項> ※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

凡例

ア：調査項目に該当し、著しく危険・不衛生・不適切な状況

イ：調査項目に該当するが、著しく危険・不衛生・不適切ではない状況

ウ：調査項目に該当しない

エ：状況不明

**(d)「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」の調査項目**

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

調査項目	状況
・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
<特記事項> ※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

調査項目	状況
・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の日常生活に支障を及ぼすおそれがある。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の日常生活に支障を及ぼすおそれがある。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ
<特記事項> ※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

(3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

調査項目	状況
・ 門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。	□ア □イ □ウ □エ
・ 屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。	□ア □イ □ウ □エ
・ 周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。	□ア □イ □ウ □エ
<p>&lt;特記事項&gt; ※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。</p>	

凡例

ア：調査項目に該当し、著しく危険・不衛生・不適切な状況

イ：調査項目に該当するが、著しく危険・不衛生・不適切ではない状況

ウ：調査項目に該当しない

エ：状況不明



※市で航空写真等を基に建物配置図を作成し、  
調査員が現地調査で周辺状況、問題箇所等を記入する。